

平成 31 年 1 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 31 年 1 月 23 日（水）

午後 3 時 00 分～午後 3 時 30 分

小値賀町役場 2 階西側会議室

小値賀町農業委員会

平成 31 年 1 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成 31 年 1 月 23 日（水） 午後 3 時 00 分～午後 3 時 30 分
2. 開催場所：小値賀町役場 2 階西側会議室
3. 出席委員：(12 人)

会長	松山多作			
会長職務代理者	2 番	小崎八郎治		
委員	3 番	吉田英章	4 番 江川克彦	5 番 川久保和幸
	6 番	宮崎幸二	7 番 大田 廣	8 番 前田 猛
	9 番	岡野耕藏	10 番 北野長義	11 番 入口政隆
	12 番	土川浩子	13 番 迎 広子	14 番 欠員

(推進委員：4 人) 大久保勉 木村一夫 筒井正美 福田直次

4. 欠席委員： 10 番 北野長義委員

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名について 11 番 入口政隆委員 12 番 土川浩子委員

第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第 3 議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号に基づく農地転用の届出について

第 4 その他

- ・ 2 月の総会の日程について
- ・ その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸

書記 西 浩康

7. 議事参与制限 なし

8. 会議の概要

事務局長： みなさん、こんにちは。会議続きで大変ですが、ただいまより、平成31年1月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は、北野委員が欠席でございますが、出席委員は過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松山会長： みなさん、こんにちは。意見交換会から引き続きということで長時間になりますがよろしくをお願いいたします。

それでは始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名についてを議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

それでは、11番 入口政隆委員 12番 土川浩子委員にお願いします。

続きまして、日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について事務局より説明をお願いします。

西書記： それでは報告第1号について説明します。

今回の合意解約の件数は2件で、田圃が1筆、畑が10筆の計11筆、合計面積9,794㎡の報告となります。各農地の所在、地目、面積については資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

解約の理由ですが、1件目、番号1から9の農地につきましては、小値賀町島ごと放牧組合が肉用牛放牧のため、資料記載の大浦地区の各農地所有者より畑を借り受け放牧場として活用していましたが、放牧のための水の便が悪いこと、又、自生している草地の状態も悪くなったことから放牧する方がいなくなり、今回、双方合意の上、貸借権を解約するものです。

次に2件目、番号10・11の農地につきましては、前の農業生産法人「●●●●」が農地所有者から借り受けていたところですが、当時の代表取締役が亡くなられ、●●●●は、今後、農業生産からは撤退する意向であり、今回の合意解約となっております。以上で、報告第1号についての説明を終わります。

松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

大久保推進委員： 最初に放牧するときに言われていた、畔の崩れはいいのですか。

松山会長： この農地は、番岳の道の下の方ですが、元々荒れていた畑で最初から畔などわからなかったと思います。問題は水です。出水がなかったと思います。

筒井推進委員： ここは、パイプを上から4メートルぐらい引っ張って水を溜めていたのですが、去年も一昨年も渇水で水があまりなくて、草もセイタカアワダチソウばかりでした。

松山会長： セイタカアワダチソウは牛を入れれば大体無くなるのですが、ただ水の便利がないということで、話は聞いております。それに元々が荒地だったということです。他にありませんか。それでは、報告第1号についてはよろしいでしょうか。

全委員： はい。

松山会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用の届出について を議題とします。事務局のほうから、議案の説明をお願いします。

西書記： それでは、議案第1号について説明します。

議案第1号 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用の届出について 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用の届出があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。平成31年1月23日提出 小値賀町農業委員会 会長 松山多作です。農地の所在は、笛吹郷字南川〇〇〇番の畑〇〇〇㎡です。現地につきましては、前回総会の折、委員皆さんに確認いただきましたが、この農地につきましては、平成28年5月総会の折に農業用倉庫の建設ということで農地転用の届出があっており倉庫が作られており、今回はその農業用倉庫への通路の整備ということで届出があっております。届出人の母親が高齢となり、足元が悪いと危険なため通路を整備したいということで、幅3m長さ63mのコンクリート敷の通路です。転用面積は189㎡で農業委員会への届出でよいことになっています。次のページに位置図、次に字図、最後に簡単な平面図を添付しております。以上で、議案第1号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

この件については、前回の総会の折に現場確認したところであります。何もなければ許可することよろしいでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。許可することにいたします。

続きまして、日程第4 その他について を議題とします。事務局よりお願いします。

西書記： 2月5日(火)に女性農業者の集いが開催されますが、女性農業委員さんは牛市があるので参加は厳しいですか。

土川委員： はい。

西書記： それでは、今回は不参加で報告します。

西書記： 次に、次回総会の日程について検討いただければと思います。

松山会長： 2月の総会は、2月27日(水) 13時30分からの予定とします。
他に何かありませんか。

前田委員： これは直接、農業委員には関係ないのですが、中村のある方から、「畑を借りている人に畑の回りの草をたまには刈ってもらうことは出来ないのですか」と、私に相談がありました。

それは農業委員会と言う話でなく、「個人対個人の貸し借りの中で、きちんとした話をしないといけない」とは言いました。こういう問題だけではなく、何をする時も貸し借りの時にはっきりとしないと、先程の畔の問題でもそうですけど、いろいろ話が出ています。あくまでも貸し借りをする時に、本人同士の決めたことの上でもらわないといけません。地区では、夏と冬に道路の草の清掃をしています。その時に、借りている人の草が伸びた畑の回りを地区がしないといけないので、年中ということではなく、たまには草を刈ってもらおうとか出来ないのかと言われました。みなさんは、それぞれの地区でどうしているのか知りたいです。

それからもう1つですが、浜津の江川委員、あの農地について相談がなかったですか。

江川委員： 相談がありましたが、直接向こうに言いました。

前田委員： それならいいのですが、担い手公社が借りて作った後の畑が草が生えたまま放置していると、そうなるなら貸さなければよかったと言われました。担い手公社は中間管理機構の要なので、きちんとしてもらわないと困ります。

大久保推進委員： 私も去年この場で言いましたが、まだ片付けていません。

松山会長： 農業委員会から担い手公社へ、「こういう意見が上がってきています」ということで指導の文書を出してもいいと思います。1年作っていないということは、荒廃農地の緑に値することなので・・・。

中村局長： いつも決まった場所ですか。

松山会長： 去年担い手公社は、玉ねぎ作っていたのですが、収穫までにはいかず、カラスから綺麗に苗を抜かれていました。その後、そのままピーナッツを作ったと思います。

中村局長： 写真などあれば助かるのですが・・・。

大久保推進委員： 地主からは「どうにかしてください」と言われています。

西係長： その人からは、意向調査を持ってきた時も言われました。

松山会長： 中間管理機構の事務委託をしているので、本来なら人が作らなくても借りた農地は荒らさないようにしてもらわないといけません。手が回らないのでしょうか・・・。

前田委員： 中間管理機構に預けた時には、借り手がいない時3年間は担い手公社が借りられるように維持しておかないといけないでしょう。こういうこともどこかでは言わないと、なかなか表には出ないので・・・。

松山会長： 各地区で農地・水、中山間、道路などの整備をしておりますので、個人が借りている分については、耕作者がある程度、畦畔とか法面はしてもらわないといけないと思います。私も借りている農地が多いので、その道路の面など「なかなか来れないので、このくらいはしておきます」と地区と話をしながらやっています。これも各地区の農業委員が先に立って指導をしてもらえばと考えていますので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

小崎委員： 今度、大島の分校の増築の話が出ていまして、盛り土をするということで地震対策の杭を打ち込まなければなりません。それで掘削の土が結構出るようで、それを地区の方であそこに捨てようかと話をしているのですが、非農地ではあります但し勝手にしてはいけないだろうと、農業委員会の方に上げてみるには言ったのですがどうでしょうか。

中村局長： 増築工事は、もちろん町がするのですよね。

小崎委員： 杭を打ち込むのに、どういう工程ですのかわからないですが、結構土が出るので土捨て場を探しておいてくださいと言われました。

中村局長： それで、その非農地があるということですね。事業上、必要な手続きは町が取るので大丈夫かと思います。

小崎委員： 地区の方では、別に何もしなくていいということですね。

松山会長： 農業委員会としても非農地通知を出した以上は、農地外ですから……。農業委員会は農地を審議するところですので、他の原野などがそうであっても、農業委員会には関係ないと思います。

小崎委員： 産廃とかでよく問題になったり、そのあたりがあったもので……

中村局長： 分校増築の所管は教育委員会ですが、事業をする上では建設課が関わってくるかと思うので、その辺りはきちんとすると思います。その結果、周りの農地に影響が出てくると、事情が変わってきますが、それは私の方から教育委員会、建設課に確認します。

松山会長： 他にございませんか。何もないようでしたら、これで総会を終わります。ありがとうございました。